平成２９年（フ）第６９０号
宮城県多賀城市山王字千刈田３番地の１
債務者　伊藤　　真
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６９１号
宮城県多賀城市山王字千刈田３番地の１
債務者　伊藤由美子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９３号
茨城県日立市西成沢町１丁目26番２号
債務者　小田倉亜紀子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１００号
茨城県高萩市大字石滝2565番地の19
債務者　藤田　信美
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１０８号
茨城県日立市久慈町４丁目11番11号
債務者　才賀　欣輝
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１１０号
茨城県高萩市大字島名2635番地の10
債務者　中田　恒彦
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１１２号
茨城県日立市田尻町４丁目33番１―204号
債務者　赤坂真由美
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１９３号
茨城県土浦市永国572番地９　サン＆ムーンⅡ202号
債務者　横山　裕樹
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１９３号
茨城県結城市大字結城9909番地１　ウエストヒルＢ103
債務者　須藤　博美
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１３２号
富山市呉羽町839番地27、住民票上の住所富山市呉羽町3918番地288
債務者　長井　健司
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３５号
富山市下野2507番地25　コーポ長野205号
債務者　敦川浩一郎
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７３３号
神戸市長田区東尻池町６丁目３番29―209号
債務者　澤村　妙子
成年後見人　神門　謙一
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７５４号
神戸市長田区腕塚町６丁目１番16―407号
債務者　神戸ダイイチ産業こと　高山　宗博
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７０号
神戸市兵庫区松本通５丁目２番22―306号、従前の住所神戸市兵庫区湊町１丁目６番２号101号
債務者　風火山こと　岡崎　　純
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９８号
神戸市須磨区白川台３丁目66番地の22
債務者　山口　弥生
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８０１号
神戸市灘区原田通１丁目１番５号シャトープランスⅠ　602
債務者　大原　清伸
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６９号
兵庫県尼崎市東難波町４―19―25―605号、住民票上の住所兵庫県尼崎市猪名寺１丁目32番２号
債務者　坂元勝彦こと　李　　勝彦
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係